

令和8年度

市民活動支援事業募集要項



◆ 応募書類の受付 ◆

・受付期間 令和8年4月1日(水)~5月10日(日)

・担当部署 市民活動交流センター

〒500-8076 岐阜市司町 40 番地 5

みんなの森 ぎふメディアコスモス内

電 話:058-264-0011

開館時間:9:00~21:00(休館日:毎月最終火曜日)

◆◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆◆

1 主 旨	1
2 募集事項(補助金の種類)	2
3 補助対象事業	3
4 応募資格	3
5 対象経費	4
(1)補助の対象となる経費	
(2)補助の対象とならない経費	
6 補助金交付事業の選考及び決定	5
(1)審査方法	
(2)審査基準	
(3)審査結果	
7 全体のスケジュール	5
8 応募の手続き等	6
(1)申請書類等の提出方法等	
(2)提出書類	
(3)応募に関する留意事項	
9 お問い合わせ先	6
・SDGs 17 の目標	7
・よくある質問 Q&A	8
・各種様式・記入例	9~18

1 主 旨

人口減少社会と超高齢社会が本格的に到来するなど、社会的要因の大きな変化を背景に、「協働のまちづくり」の必要性が認識されるようになっていきます。岐阜市では政策の一つとして「市民参画と市民協働によるまちづくりの推進」を掲げています。住民自治の充実を目指し、市政運営の基本となる「岐阜市住民自治基本条例」が施行され、そのアクションプランとなる「協働のまちづくり推進計画」に基づいて施策の推進を図っています。「協働」とは「市民がお互いに、そして市民と行政が、それぞれの持つ特性を活かしながら、補完し合い、協力し合い、社会的課題の解決に当たること」であり、地域に共通する課題（＝社会的課題）を解決する活動が「まちづくり」であるといえます。

協働のまちづくり推進のための重要施策のひとつである「市民活動支援事業」は、岐阜市内における地域社会の課題解決を目的とした「市民活動団体」が実施する、自主的かつ公益的な事業を支援する制度です。協働のまちづくりを推進し、市民が誇りを持てる個性豊かな地域社会を実現することが目的です。

なお、市民活動支援事業を実施するにあたり、SDGs の目標を明確に設定します。SDGs は、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、2015年の国連サミットにおいて採択され、貧困や飢餓、さらには気候変動や平和など広範囲な分野から17の目標が定められています。これらの目標は、グローバル化が急速に進む経済・社会・環境の様々な課題に対して、世界各国の市民や企業、行政が協働して取り組んでいくためのキーワードとなるものであるとともに、多様な目標を追及することで、様々な分野で抱える課題を総合的に解決することができるものとなっています。それぞれの事業がSDGsの視点に立って、どのような目標に向かった取り組みなのかを認識し、課題解決につなげることを目指します。

2 募集事項（補助金の種類）

岐阜市内における地域社会の課題解決を目的とした市民活動団体の自主的かつ公益的な活動に対する支援内容として、以下の助成について募集を行います。

(1) 新規事業支援

○補助額：対象事業費の4／5以内 上限8万円

○補助回数：1事業につき1回

○応募種別 ・ **一般事業支援**（応募条件：応募資格を満たす団体）

・ **こどもファースト事業支援**（応募条件：応募資格を満たす団体及び特定非営利活動促進法第2条第1項に掲げる活動分野で、「子どもの健全育成を図る活動」に該当する事業を行う団体）

・ **シビックプライド事業支援**（応募条件：応募資格を満たす団体及び特定非営利活動促進法第2条第1項に掲げる活動分野で、「まちづくりの推進を図る活動」に該当する事業を行う団体）

(2) 拡充事業支援

○補助額：対象事業費の2／3以内 上限20万円

○補助回数：1事業につき3回

○応募種別 ・ **単独事業支援**（応募条件：応募資格を満たす団体）

・ **協働連携事業支援**（応募条件：応募資格を満たし、代表で応募する団体以外で1つ以上の企業若しくはNPOと協働で事業を行う団体）

※ 市の予算の範囲内で助成しますので、申請額どおりの補助額とならない場合があります。

※ 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てます。

3 補助対象事業

補助金の交付の対象となるものは、次に掲げる要件を満たす事業とします。

- ① 市民活動団体によって計画され、及び実施される事業であること。
- ② 自主的かつ公益的な事業であること。
- ③ 岐阜市内で実施される事業であること。
- ④ この要綱に基づく補助金以外の公的資金による助成を受けている事業でないこと。
- ⑤ 特定の政党活動又は宗教活動を目的とする事業でないこと。
- ⑥ 次のア及びイに掲げる補助金の種類に応じ、当該ア及びイに定める回数を超えて交付の決定を受けた事業でないこと。
 - ア 新規事業支援 1回
 - イ 拡充事業支援 3回
- ⑦ 1団体1事業で、補助決定から翌年3月31日までに終了できる事業

4 応募資格

補助金の交付の対象となるものは、次に掲げる要件を満たす市民活動団体とします。

- ① 構成員が5人以上であること。
- ② 構成員の過半数が岐阜市内に在住、在勤又は在学していること。
- ③ 岐阜市が実施する公開による企画コンペティション（以下「企画コンペ」という。）及び事業報告会に出席すること。
- ④ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としないこと。
- ⑤ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党について推薦し、支持し、又は反対することを目的としないこと。
- ⑥ 現に公の秩序又は善良の風俗に反する行為（以下「公序良俗違反行為」という。）を行い、又は過去に公序良俗違反行為を行ったこと等により、公序良俗違反行為を行うおそれがあると認められるものでないこと。

5 対象経費

(1) 補助の対象となる経費

※補助金の支出は、現金払いのみです。(クレジットカード決済不可・電子マネー支払い不可)

※支払い先の決済方法がカード支払いのみの場合については、事前にご相談ください。

※対象経費について、算出根拠の提示を求めることがあります。

報償費	講演会や研修会の講師等への謝礼金
交通費 宿泊費	講演会等の講師に支払う交通費、宿泊費（実費分） 事業活動のために出かけた場合にかかる交通費、駐車料金、宿泊費 但し宿泊費は1人1泊13,000円を上限とし、グリーン車料金は認めない。
消耗品費	事業活動に必要な事務用品、事業用消耗品
印刷製本費	パンフレット、ポスター等の印刷代等
通信運搬費	郵便料（切手、はがき代）、送料
広告料	新聞、雑誌等の広告料
手数料	振込手数料等
保険料	イベント保険やボランティア保険の費用
委託料	構成員が直接実施せず、他の者に委託する経費
使用料	会場使用料、機器の使用料、コピー機の使用料等 ※会議室等については、できる限り公民館、コミュニティセンターなど市内の施設 を活用してください。

(2) 補助の対象とならない経費

① 市民活動団体の事務所を維持するための経費

例：事務所の賃貸借料、電話料、光熱水費、インターネット等の通信費 など。

② 市民活動団体の経常的な活動に要する経費

例：備品(テレビ、パソコン、事務机、椅子等)の購入に係る経費

※単価2万円以上は備品に該当します。

③ 食糧費及び市民活動団体の構成員に対する人件費、謝礼等

例：花束、手土産、講師用飲食代 など。

④ 構成員の研修費

例：構成員が研修会、講演会等に参加する際に係る経費、資格取得 など。

⑤ 「企画コンペ」、「採択団体説明会」、「事業報告会」に係る構成員の交通費等

6 補助金交付事業の選考及び決定

(1) 審査方法

企画コンペにおいて、各応募団体が事業のプレゼンテーションを行います。外部委員で構成される審査委員会が審査し、その結果を基に上位より予算の範囲内で採択が決定します。

なお、採択された事業において補助金を支出する前に、不測の事態により実施が不可能となった場合、追加採択は行わないものとします。

(2) 審査基準

次の5項目について、各項目5段階の25点を満点とし、合計点と項目ごとの評価により順位を決定します。ただし、下記の各審査基準において「1」判定が2名以上の事業は別途協議を行います。

- ①地域社会の課題解決を目的としている。
- ②市民への意識啓発、波及効果の度合いが優れている。
- ③着眼点が優れている。
- ④提案団体のさらなる発展、継続につながる事業である。
- ⑤予算額から見た事業性の度合いが適切である。

なお、主な構成員のうち、18歳以下(高校3年生まで)の構成員3名以上が事業を企画・立案し、企画コンペにおいてプレゼンテーションを行った場合は、合計点に1点を加点します。

(3) 審査結果

採択、不採択に係らず審査結果については、6月上旬に応募団体へ通知します。また、審査結果は市民活動交流センターのホームページや広報ぎふなどで公表します。

7 全体のスケジュール

募集期間 令和8年4月1日(水)～5月10日(日)

- ① 応募締め切り…………… 令和8年5月10日(日)必着
- ② 企画コンペ…………… 令和8年5月30日(土)・31日(日)
- ③ 審査結果・交付決定通知…… 令和8年6月上旬
- ④ 採択団体説明会…………… 令和8年6月12日(金)・13日(土)
- ⑤ 補助対象事業の実施…………… 令和9年3月31日(水)まで
- ⑥ 事業報告会…………… 令和9年2月20日(土) ※予定
- ⑦ 事業報告書提出…………… 事業を完了した日の翌日から起算して1月を経過した日、または補助事業を完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで。
- ⑧ 補助金等確定通知…………… 事業を完了した日の翌日から起算して1月を経過した日、または補助事業を完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで。
- ⑨ 補助金交付…………… 確定通知発送後(前払い可)

8 応募の手続き等

(1) 申請書類等の提出方法等

市民活動交流センターのホームページまたは窓口で書類を入手してください。市民活動交流センター窓口、郵送、メール、申込フォームのうちいずれかの方法でご提出ください。

※申込フォームから手続きする場合は下記の QR コードを読み取ってください。

※書類の内容確認のためご来館をお願いすることがあります。

※書類の受付期間は、令和 8 年 4 月 1 日(水)から令和 8 年 5 月 10 日(日)までとし、応募に要する経費はすべて応募者の負担となります。郵送の場合は、5 月 10 日(日)必着でお願いします。

(2) 提出書類

- ① 補助金等交付申請書（様式第 1 号）※添付書類：事業計画書、収支予算書、見積書など
- ② 市民活動企画コンペ提案書
- ③ 連絡担当者、主な構成員（会員）名簿

(3) 応募に関する留意事項

① 働きかけの禁止

審査委員、本件業務に従事する市職員並びに本件関係者に対し、本件提案について不当な接触を禁じます。働きかけの事実が認められた場合は、失格とします。

② 虚偽の記載をした場合

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

③ 応募書類の取り扱い

応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

④ 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届（任意）を提出してください。

⑤ 応募書類の著作権

応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部または一部を使用できるものといたします。

⑥ 追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

⑦ 情報公開制度の対象

応募者が提出した書類等は岐阜市情報公開条例(昭和 60 年 6 月 20 日岐阜市条例第 28 号)第 2 条に定める公文書となり、情報公開の対象となります。

9 お問い合わせ先

○市民活動交流センター

〒500-8076 岐阜市司町 40 番地 5 みんなの森 ぎふメディアコスモス内

電 話：058-264-0011 E-mail：comm-act@city.gifu.gifu.jp

開館時間：9:00～21:00

休 館 日：毎月最終火曜日（祝日と重なる場合は翌日）

年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）



申込フォーム QR コード

持続可能な開発目標（SDGs）の詳細



(貧困)

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



(飢餓)

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。



(福祉)

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



(教育)

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。



(ジェンダー)

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。



(水・衛生)

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。



(エネルギー)

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。



(経済成長と雇用)

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。



(インフラ、産業化、イノベーション)

強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。



(不平等)

各国内及び各国間の不平等を是正する。



(持続可能な都市)

包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



(持続可能な生産と消費)

持続可能な生産消費形態を確保する。



(気候変動)

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。



(海洋資源)

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。



(陸上資源)

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。



(平和)

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



(実施手段)

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。



【よくある質問 Q&A】

Q1：私は、友人に声をかけて交流会をしています。毎回10人くらいの参加者があり、子育てについて語り合ったり、情報交換したりしています。

団体ではありませんが、この事業に応募できますか。

A1：応募できるのは「岐阜市に在住、在勤、在学する人が過半数を占める5人以上のグループ」です。個人の活動では応募できません。しかし活動に同意される人たちに声をかけて、団体として活動していく事業にできるならば応募できます。

Q2：私達の団体は、環境問題、子育て支援など様々な活動をしています。いくつかの事業に応募することはできますか。

A2：複数の事業の応募はできません。1団体あたり1事業の応募です。

Q3：私達の団体は昨年度この助成金をもらいました。今年度も申し込みできますか。

A3：①昨年度「新規事業支援」として補助金を受けた場合

「新規事業支援」への申し込みはできませんが、同じ事業で「拡充事業支援」へ申し込むことができます。

②昨年度「拡充事業支援」として補助金を受けた場合

「新規事業支援」への申し込みはできませんが、「拡充事業支援」については同じ事業で3回まで助成を受けることが可能なので、昨年度が3回目でなければ申し込むことができます。

Q4：スタッフが研修を受けたいと考えています。研修費用を申請することはできますか。

A4：経理研修や検定など、団体の経常的な運営に関する研修や資格取得は対象となりません。

Q5：費用を繰り越すことはできますか。

A5：できません。予算に沿って執行してください。

事情で残金があった場合は返金させていただきます。

Q6：事業を行うときに参加費を徴収してもよいですか。

A6：はい。参加費を受け取ることは可能です。

Q7：事業に関わる団体メンバーの交通費は補助金の対象になりますか。

A7：団体の構成員が、打ち合わせなど事業に係る交通費、駐車料金は対象になります。

但し企画コンペ、採択団体説明会、報告会への参加のための交通費は対象外です。

Q8：企画コンペは出なければいけませんか。

A8：補助金交付の申請をした市民活動団体は、企画コンペに出席して事業の提案説明をしなければなりません。団体は事業についての説明をし、審査委員の質問に答えます。コンペは公開で行われます。（岐阜市市民活動支援補助金交付要綱 第7条 第3項）

（あて先）岐 阜 市 長

市民活動企画コンペ提案書

団 体 情 報	団体の名称					
	所在地	団体の住所を記載してください。			TEL	
	代表者		住所		TEL	
	会員数	()人	内訳	市内()人	市外()人	在勤・在学の方を含む
事 業 等 の 概 要	タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡充事業支援 □ 単独事業支援 □ 協働連携事業支援 ・ 新規事業支援 □ 一般事業支援 □ こどもファースト事業支援 □ シビックプライド事業支援 <p>※応募種別にチェックを入れてください。</p>				
	事業名称	補助金等交付申請書と同様の事業の名称を記入				
	事業目的	どんな課題を解決するためにこの事業に取り組むのか、提案する根拠を含む事業の目的を200文字程度で記載してください。				
	事業概要	事業の内容を箇条書きで記載してください。				

連絡担当者、主な構成員(会員)名簿

記入例

1 連絡担当者

団体名		設立年月		年	月	
主担当者	氏名	事業の窓口となる方、 郵送物やメール等の受け取り担 当者名を記入します。				
	住所					〒
	連絡先	電話				
		FAX				
		携帯				
E-mail						
副担当者	氏名	主担当者と連絡が取れない場合の連絡先を記入してください。				
	連絡先	電話				
		携帯				
協働相手先	協働連携事業支援で応募する場合の協働相手先を記入してください。					

2 主な構成員(会員)名簿

氏名	住所	岐阜市在住、 在勤、在学	18歳以下(高 校3年生まで)
岐阜 ボラビ	岐阜市司町	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

構成員のうち、岐阜市在住、
 在勤、在学に該当する場合に
 チェック☑をいれてください。

構成員のうち、18歳以下
 (高校3年生まで)の方はチ
 ェック☑をいれてください。

【記入にあたっての注意事項】

- ・協働連携事業支援に応募する場合は、協働相手先を明記してください。
- ・主な構成員(会員)とは、主としてこの事業に関わる全ての人を指します。 ※主・副担当者を含む
- ・岐阜市在住または在勤、在学の方は☑を入れてください。
- ・18歳以下(高校3年生まで)の方は☑を入れてください。

【個人情報の取り扱いについて】

- ・当該事業に関わる業務に適正に使用し、第三者に提供することはありません。

記入例

様式第1号(規則第4条関係)

空欄

年 月 日

(あて先) 岐 阜 市 長

住 所 **法人の場合は団体の住所を記入**
 団 体 名
 代 表 者 名 **肩書** **氏名**

氏名の前に肩書を記入してください。
 例：理事長、代表、会長など。

押印の必要はありません。

補助金等交付申請書

岐阜市補助金等交付規則第4条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業等の名称	市民活動支援事業 [拡充事業支援] ・単独事業支援 ・協働連携事業支援 [新規事業支援] ・一般事業支援 ・こどもファースト事業支援 ・シビックプライド事業支援 (事業の名称)
補助事業等の目的及び内容	目的と内容を簡潔に記載してください。
補助金等の交付申請金額	円
添付書類	① 事業計画書 ② 収支予算書 3 仕様書、設計書及び図面(工事施工の場合) 4 事業の次年度以降の計画(該当する場合のみ) 5 その他 添付した書類の数字を○で囲んでください。

応募する事業種別を囲い、
 カッコ内に事業名を記入してください。

事業計画書

記入例

事業名称 (**事業の名称を明記してください。**)

本事業で解決する課題の現状	どんな課題の解決のために事業にとりくむのか、課題の現状を簡潔に記載してください。		
課題解決の方法	上記の課題を解決するために講じる手段をまとめてください。		
スケジュール	6月		
	7月		
	8月		
	9月	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> ※事業計画を月別に記載してください。 例：施設の予約、チラシ作成・配布、イベント開催、反省会、報告書提出。 </div>	
	10月		
	11月		
	12月		
	1月		
	2月		
	3月		
目指す状態	事業を実施することでもたらされる効果について記述してください。		
SDGs 17の目標	7ページのSDGsで示されている17の目標で、この事業に当てはまる番号を記入してください。(複数記入可)		

記入例

収 支 予 算 書

① 収入額 円
 ② 支出額 円
 差引残高 0円

収入額の合計と支出額の合計は同額になります。

(単位：円)

事業の名称		
○○○○○事業		
科 目	算 額	内 訳
収入の部		
①市民活動支援補助金	○○○○○	
②負担金	○○○○○	
③寄付金	○○○○○	
(A) 合 計	①	
支出の部		
(補助対象経費)		
①報償費	○○○○○	○○講演会 講師謝礼 @○○円×○人
②交通費、宿泊費	○○○○○	○○研修会の講師交通費 東京～岐阜 往復 11,550×2 宿泊料 12,000円
③消耗品費	○○○○○	インク、OA用紙、筆記具、工具など
④印刷製本費	○○○○○	○○パンフレット1,000部 ○○○円 展示用写真現像代 ○○○円
⑤通信運搬費	○○○○○	切手、はがき代○○○円
⑥広告料	○○○○○	月刊誌○○ 広告掲載料○○○円
⑦手数料	○○○○○	振込手数料○○○円
⑧保険料	○○○○○	ボランティア保険料 @○○円×○○人
⑨委託料	○○○○○	託児委託料○○○円、チラシデザイン料○○○円
⑩使用料	○○○○○	○○発表会会場使用料○○○円 プロジェクター、マイク使用料○○○円
(B) 補助対象経費合計		
(補助対象外経費)		
備品購入費		
食糧費		
人件費		
(C) 補助対象外経費合計		
(B)+(C) 合 計	②	

対象経費に補助率を乗じた額(1,000円未満は切り捨てます)。

内訳を記入します。

（あて先）岐 阜 市 長

市民活動企画コンペ提案書

団 体 情 報	団体の名称					
	所在地				TEL	
	代表者		住所		TEL	
	会員数	人	内訳	市内（ ）人	市外（ ）人	在勤・在学の方を含む
事 業 等 の 概 要	タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拡充事業支援 □単独事業支援 □協働連携事業支援 ・ 新規事業支援 □一般事業支援 □こどもファースト事業支援 □シビックプライド事業支援 				
	事業名称					
	事業目的					
	事業概要					

連絡担当者、主な構成員(会員)名簿

1 連絡担当者

団体名		設立年月		年	月
主担当者	氏名				
	住所	〒			
	連絡先	電話			
		FAX			
		携帯			
E-mail					
副担当者	氏名				
	連絡先	電話			
		携帯			
協働相手先					

2 主な構成員(会員)名簿

氏名	住所	岐阜市在住、 在勤、在学	18歳以下(高 校3年生まで)
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【記入にあたっての注意事項】

- ・協働連携事業支援に応募する場合は、協働相手先を明記してください。
- ・主な構成員(会員)とは、主としてこの事業に関わる全ての人を指します。 ※主・副担当者を含む
- ・岐阜市在住または在勤、在学の方はを入れてください。
- ・18歳以下(高校3年生まで)の方はを入れてください。

【個人情報の取り扱いについて】

- ・当該事業に関わる業務に適正に使用し、第三者に提供することはありません。

事業計画書

事業名称 ()

本事業で解決する 課題の現状		
課題解決の方法		
スケジュール	6月	
	7月	
	8月	
	9月	
	10月	
	11月	
	12月	
	1月	
	2月	
	3月	
目指す状態		
SDGs 17の目標		

収支予算書

① 収入額	円
② 支出額	円
差引残高	円

(単位：円)

事業の名称		
科 目	予 算 額	内 訳
収入の部		
①市民活動支援補助金		
②負担金		
③寄付金		
(A)合 計		
支出の部		
(補助対象経費)		
①報償費		
②交通費、宿泊費		
③消耗品費		
④印刷製本費		
⑤通信運搬費		
⑥広告料		
⑦手数料		
⑧保険料		
⑨委託料		
⑩使用料		
(B)補助対象経費合計		
(補助対象外経費)		
備品購入費		
食糧費		
人件費		
(C)補助対象外経費合計		
(B)+(C) 合 計		